

新 旧 対 照 表

(注)アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改 正 後	改 正 前
第10条から第11条の2まで((特別税額控除及び減価償却の特例))共通関係 (特別償却対象資産の特別償却額の計算等) 10から11の2共－1 震災特例法第10条第1項、第10条の2第1項、第10条の2の2第1項、第10条の5第1項、第11条第1項及び第11条の2第1項の規定を適用する場合については、措置法通達10の3から15共－1及び10の3から15共－2の取扱いを準用する。	第10条から第11条の2まで((特別税額控除及び減価償却の特例))共通関係 (特別償却対象資産の特別償却額の計算等) 10から11の2共－1 震災特例法第10条第1項、第10条の2第1項、第10条の2の2第1項、第10条の5第1項、第11条及び第11条の2の規定を適用する場合については、措置法通達10の2から15共－1及び10の2から15共－2の取扱いを準用する。